



Global Tax Update

ベトナム

税理士法人トーマツ

2015年4月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

新 Circular「仕入 VAT 控除率の算定に関するガイダンス」の明確化、ほか Circular No. 26/2015/TT-BTC、Circular No. 39/2014/TT-BTC 関連

2015年2月27日、ベトナム財務省は以下を目的とする Circular No. 26/2015/TT-BTC (以下「本 Circular」)を発表した。

- 改正税法 Law No. 71/2014/QH13 施行に関する詳細を規定する Decree No. 12/2015/ND-CP(ベトナム政府が 2015年2月12日付で発表)に基づく付加価値税(value added tax: 以下「VAT」)および税務管理に関するガイダンスの詳細を規定
- 物品およびサービスのインボイスに関する Circular No. 39/2014/TT-BTC (財務省が 2014年3月31日付で発表)の補足修正

本 Circular の主な修正点は以下のとおりである。

(1) VAT

銀行が債務返済に充てる担保の引渡し手続に関する事例を含む詳細ガイダンスが規定された。

輸入した後に輸出される場合に、当該輸出時の売上 VAT 申告が免除される品目リストに、タバコ、酒類およびビールが追加された。ただし、当該物品の仕入 VAT 控除は認められない。

VAT が課税される物品・サービスおよび VAT 非課税の物品・サービスが混在し、切り分けできない場合

の仕入 VAT 控除率の算定に関するガイダンスが明確化された。これに伴い、控除可能な仕入 VAT の額は、「売上総額(VAT の申告・算定が不要で、かつ、切り分けできない所得を含む)」に占める「VAT 課税対象所得および VAT の申告・算定が不要な所得」の割合(%)に基づいて計算される。

また、企業が国外の法人や個人から贈答品として物品を輸入する場合、現金以外の方法で支払を行ったことを証明する書類は必要とされないことが明確化された。

(2) 税務管理

本社がある省以外での 10億ベトナムドン以上(VAT を含む)の建設、据付けおよび売上に限り、当該活動が行われた省での申告が義務付けられる旨を規定。

VAT および特別消費税の申告書類一式から物品・サービスの購入販売一覧が削除される。これに伴い、VAT 申告には本 Circular 26 に添付されている新書式 Form 01/GTGT を使用しなければならない。

納税時および費用・収益認識基準に使用される為替レートに関するガイダンスが次のとおり補足された:

- 収益認識時の為替レートは、納税者が口座を開設している商業銀行の電信買相場を使用する
- 費用認識時の為替レートは、取引日時点に納税者が口座を開設している商業銀行の電信売相場を使用する
- 上記以外の場合は、Circular No. 200/2014/TT-BTC(2014年12月22日付)のガイダンスに従う

71/2014/QH13 および Decree No. 12/2015/ND-CP の発効日も同様である。

また、本 Circular では、納付遅延に対するペナルティー算定に関する詳細ガイダンスが規定された。具体的には以下のとおりである。

- 2015年1月1日以降に発生した税額の納付遅延には、遅延日数一日当たり0.05%のペナルティーが課される
- 2015年1月1日より前に発生し、同日以降未払の税額の納付遅延:2015年1月1日より前の期間に係る遅延利息(late payment interest)およびペナルティーは、税務管理法 Law No. 78/2006/QH11 および改正法 Law No. 21/2012/QH13 の規定に基づき算出される
- 2015年1月1日より前の課税期間の過少申告税額で同日以降に遅延を自己申告した場合:遅延日数一日当たり0.05%のペナルティーが遅延期間の全期間に依然適用される

(3) 物品およびサービスのインボイスに関する規定

所管の税務当局が、自社で印刷または注文したインボイス使用承認申請書を受領した日から5営業日が経過しても書面による結果を発行しない場合、申請企業はそれらの自社で印刷または注文したインボイスの使用が自動的に認められることが明確化された。

購入者の納税者番号が正確でも、購入者の名称または住所に誤りがあるインボイスを発行した場合のガイダンスが補足された。関連当事者は訂正インボイスの発行ではなく、インボイスを訂正するメモの発行が必要となる。

(4) 発効日

本 Circular は2015年1月1日に発効する。Law No.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

本件に関するお問い合わせ

Deloitte Vietnam

ハノイ事務所

シニアマネジャー 越後 和孝 kechigo@deloitte.com

ホーチミン事務所

ディレクター 高石 元 gtakaishi@deloitte.com

シニアマネジャー 樋口 純平 juhiguchi@deloitte.com

マネジャー 今井 慎平 shiimai@deloitte.com

ニュースレター発行元

税理士法人トーマツ

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号新東京ビル5階

TEL: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,900名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約210,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。